

令和８年度民間特別養護老人ホーム緊急支援金交付要綱

令和８年１０月２８日付け目健高第２８２８号決定

(趣旨)

第１条 この要綱は、民間特別養護老人ホームの物価高騰により生じる事業経費の支出拡大に対して、予算の範囲内において民間特別養護老人ホーム緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

(支援金対象施設)

第２条 支援金の対象となる施設は、令和８年１０月１日から引き続き運営する介護老人福祉施設（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２７項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）とする。ただし、区から指定管理者の指定を受け、又は運営を委託されている施設は、支援金の交付対象としない。

(支援金交付対象者)

第３条 支援金の交付対象者（以下「支援金交付対象者」という。）は、前条に規定する介護老人福祉施設に係る運営事業者とする。ただし、目黒区暴力団排除条例（平成２４年３月目黒区条例第３号）第２条第２号又は第３号に該当する場合は交付対象としない。

(支援金の額)

第４条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(支援金の申請)

第５条 支援金交付対象者が支援金の交付を受けようとする場合は、民間特別養護老人ホーム緊急支援金交付申請書兼請求書（別記第１号様式）を区長に申請しなければならない。

２ 前項に規定する申請は、この要綱の適用の日から令和８年１１月３０日までに行わなければならない。

(支援金の交付決定)

第６条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金の交付を適当であると認めたときは、民間特別養護老人ホーム緊急支援金交付決定通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２ 区長は、前項の規定による審査により支援金の交付を適当でないと認めたときは、その理由を付し、民間特別養護老人ホーム緊急支援金不交付決定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第７条 区長は、前条第１項の規定により、支援金の交付を認められた支援金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、区長は、民間特別養護老人ホーム緊急支援金交付決定取消通知書（別記第４号様式）により、当該支援金交付対象者に対して通知するものとする。

(１) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき

(3) その他区長が不適当と認める事情が生じたとき

(支援金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月28日から施行する。

別表（第4条関係）

定員数	支援額
57人	990,000円
84人	1,460,000円
90人	1,570,000円
96人	1,670,000円
101人	1,760,000円
120人	2,090,000円

注 定員数は、令和8年10月1日時点の利用定員の数をいう。